

日置地区整備計画書



平成14年10月

篠山市

一 目 次

1. 整備計画策定の背景	1
2. 名称及び区域	1
3. 整備計画の目標	2
4. 整備計画の内容	2
(1) 土地利用に関する事項	2
(2) 森林及び緑地に関する事項	8
(3) 緑化に関する事項	8
(4) 景観の形成に関する事項	10
5. 整備計画の達成を担保するための措置	13
6. その他地域環境の形成に関する事項	13
添付資料	14

1. 整備計画策定の背景

兵庫県においては地域特性に応じた自然環境と調和した潤いのある地域社会の実現を目的として、平成6年3月に緑豊かな地域環境の形成に関する条例が施行された。

一方、本計画の対象地区となる日置地区は阪神淡路大震災以降、国道372号の交通量は飛躍的に増加し、生活環境を急激に悪化させ、バイパス計画の速やかな実施が臨まれていた。その後、行政の協力を得て平成11年3月には工事が完成した結果、住宅地域における夜間の静けさを取り戻すなど、改善された点も多々あるが、新たに沿線の農地転用による商業施設の立地など、国道を活かした地域の活性化が求められるようになった。また、今後予想される宅地開発に伴って、これまで守られてきた地域環境をどう活用・保全していくのかという課題も同時に生まれてきた。

そこでこの度、上記条例に基づき日置地区の緑豊かな環境形成の実現のための整備計画を策定することとなった。なお、本計画は市民参画型まちづくりの精神に沿って、住民組織（日置地区里づくり協議会）と行政（県及び市）が協働して取り組み、策定した。

2. 名称及び区域

- (1) この計画は「日置地区整備計画」と称する。
- (2) この計画書に記載する適用範囲は次のとおりである。

篠山市日置字石川原617-2を起点として、字入組751を大字界で結び、字入組740、野々垣川、篠山川、曾地川で囲む区域と、字構山、字構山裾ノ坪の区域

- (3) 整備計画区域の面積は、約61haとする。



3. 整備計画の目標

日置地区における地域特性に応じた緑豊かな地域環境の形成を図るため、適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観形成を誘導し、自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現を目指します。そのため、将来あるべき集落構想の基本理念として次のように掲げました。

＜将来あるべき集落構想の基本理念＞

1) 安らぎと潤いのある住み良い地域をめざす。

- ・農地の保全に努める。
- ・節度ある土地利用を進め、乱開発をいさめる。
- ・公害、災害を排除し、安全確保の里づくりをめざす。

2) 歴史的建造物、史跡、文化遺産を保全し、住民全てが愛と誇りをもって生きられる里づくりをめざす。

4. 整備計画の内容

本計画は、これまでの調査結果を踏まえ、基本理念を前提に整備計画の重要な柱となる(1)土地利用に関する事項、(2)森林及び緑地に関する事項及び(3)緑化に関する事項並びに(4)景観形成に関する事項が主な内容となっている。なお、(1)、(2)、(3)については日置地区里づくり協議会、(4)については同協議会景観部会でそれぞれ協議検討が重ねられ、住民及び関係土地所有者等権利者の合意の得られた内容となっている。

また、本計画で定める基本理念は普遍性を有するものの、土地利用の動向は、この間に著しい経済事情の変化や公共事業等の社会資本整備、さらには私的な必然性に基づく要請により計画変更を伴うことも想定されることから、おおむね5年を目途として変更できるものとする。

(1) 土地利用に関する事項

基本理念に基づき、土地利用の現状をふまえつつ、地区の景観形成のための住民合意に基づく土地利用計画を策定することは、地区内での適正な開発の誘導と計画性のある集落形成に寄与するものである。また、土地利用計画に適合する建築物用途の範囲を特定するとともに、建築物がもたらす周辺空間及び眺望等を適正に確保する必要から、建ぺい率及び高さの制限や一定区域で壁面後退線の設定を行う。

以降に各区域の設定内容を示す。

①用途区域の設定

「将来あるべき集落構想」の実現のために、開発誘導等により面的な整備を図る区域や、集落形成・景観形成の基本となるべき区域などについて、土地利用の用途を設定することは重要である。また、地区内の生活環境や営農環境、自然環境等と調和して秩序ある用途を設定することは、地区住民が安心して快適な生活空間を形成するための基盤となる。

本計画では、6種類の区域を設定して土地利用を計画する。

ア. 集落区域（設定面積≒11.2ha）

良好な生活環境の保全と創造を図る区域とする。

基本的には現在の低層住宅地を中心として、良好な居住環境の保全を図るべき区域である。

東条井根水路、水面を改善し、まちを縦貫する“せせらぎのあるまち”を創出するとともに、水害等から安全に資する有効な施設としていく。

また、豊富な水源を確保し、灌漑用水の不足を補い、併せて東西に流れる水路（1～4隣保の南側溝）を親水路として整備し、清浄な水を流下させ悪臭やヘドロを除去し、まちの景観を高める。

集落内及び近郊において風俗営業施設や宗教施設はこれを認めない。また、150㎡を超える大型作業場及びそれ以下であっても環境を悪化、危険の恐れのある施設は排除する。

日置公民館周辺の利便性を高めるため、南側の里道を拡幅し、自動車の進入を容易にする。

イ. 農業区域（設定面積≒15.0ha）

将来にわたり地域の農業生産基盤としての土地の区域とする。

農業は修景を高め、災害からまちを守る機能を併せ持っており、極端な農地の移動、開発、転用は農業振興地域の整備に関する法律の適用を受ける。また、これ以外の小規模であっても農地の虫食い現象は良好な田園景観と著しく調和を欠くことになるため、農地の移動や開発行為にあたっては集落との協議及び同意を要するものとする。

農家個人の所有する住宅、倉庫であっても、大規模な農地の転用は避ける。

ウ. 公共施設区域（設定面積≒5.9ha）

行政機関や学校等教育施設等、公共サービスを提供する区域とする。

なお、城東中学校跡地は地域の活性化につながり、公共の福祉に寄与する施設を

誘導するとともに、その周辺をオープンスペースとして公園化し、住民の憩いの場として機能させていく。

エ. 特定区域（設定面積≒12.8ha）

今後5年以内に良好な地域環境の創造と地域の住環境との調和に配慮し、既存集落との一体の開発を誘導する区域とする。

日本チバガイギー、ワールド電気、サンセブンを特定区域に位置づけするほか、新たに国道372号（バイパス）沿線の一部、及び出合い橋、新宿橋付近を加え、商業施設ないし産業育成施設用地として開発を誘導する。

地域の拠点施設として中兵庫信用金庫北に集落利用の会館的なものを建築し、一村一品運動やガーデニングを助ける栽培施設を位置していく。

オ. 森林区域（設定面積≒8.5ha）

現況山林を保全しながら、良好な地域環境の形成の育成に資すべき区域とする。長期的展望にたって剛山周辺を整備する。

- ・ 散策道を泉橋より山頂に向かって整備していく。
- ・ 篠山川南堤防から山側へ吊り橋を架け、遊歩道のネットワークと景観形成に資することとする。

将来は剛山中腹の竹の繁茂をおさえ、広葉樹林帯を形成していく。

カ. 保全区域（設定面積≒7.6ha）

集落の豊かな自然環境や、長年にわたって継承されてきた伝統的風景を維持・保全する区域とする。

集落内周遊歩道を構想する。

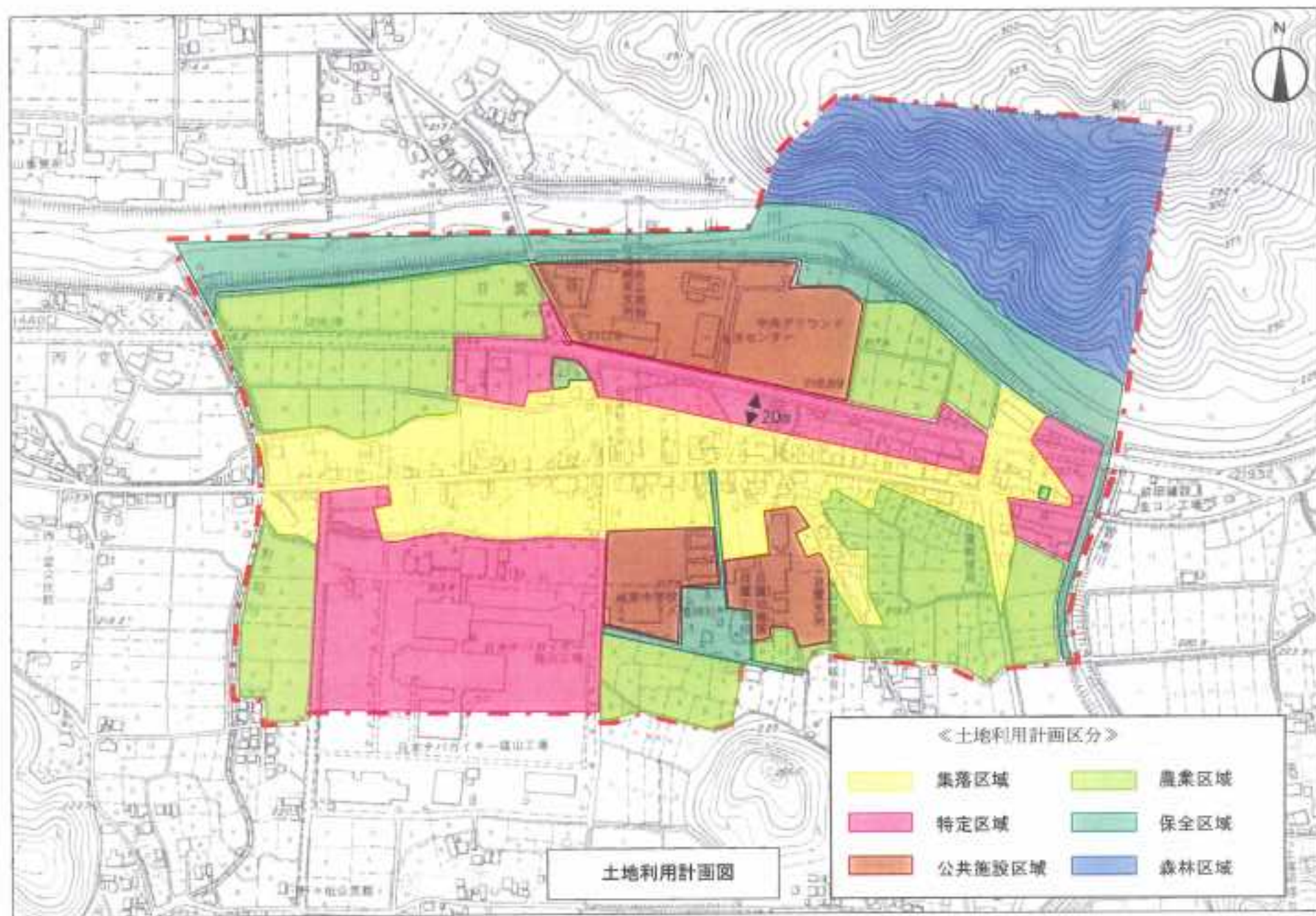
- ・ 曾地川～篠山川～野々垣川～日本チバガイギー～磯宮八幡神社参道に周遊歩道をつけ、修景を高め住民の健康向上に努めることとする。

篠山川岩滝広場に東屋を設置し憩いの場とする。

歴史的建造物、集落遺産を保全する。

- ・ 磯宮八幡神社、参道
- ・ 大師堂
- ・ まちの木としての樹齢のある大銀杏の木周辺
- ・ 耕地整理井戸周辺

篠山川流域一帯を釣り広場として開放する。



②建築物用途等の制限

ア. 建ぺい率の制限

日置地区は、非線引き都市計画区域内で用途地域外でもあり、都市計画法上での建ぺい率は70%までが可能となっている。

地区は、磯宮八幡神社等の伝統的な景観や、剛山、篠山川等の自然環境に包まれており、用途区域別には、①良好な生活環境の保全等を図る“集落区域”、農業生産基盤を保全する“農業区域”と地域の自然環境を保全する“森林区域”及び歴史的景観等を保全する“保全区域”、②地域環境との調和に配慮しつつ既存集落と一体の開発を誘導する“特定区域・公共施設区域”、の2つに大別される。

“集落区域”、“農業区域”、“森林区域”及び“保全区域”においては、ゆとりある空間の創出と眺望を確保するため、建ぺい率は50%を限度とする。建築物等の高さは10m以下とする。

“特定区域、公共施設区域”においては、周辺の環境との調和に配慮しつつ土地の利用増進を図るため、建ぺい率は60%を限度とする。建築物等の高さは13m以下とする。

イ. 用途区域と建築物用途規制

前記の土地利用の用途区域に基づき、各々の区域にふさわしい建築物用途を誘導する必要がある。このため、用途区域の区分ごとに誘導及び建築できる建築物用途を定め、計画的な集落形成をめざす。

③壁面後退線の設定

“集落区域”は既存住宅等が主であり、現時点において建築物の新築や建替え等は特段進展していない状況である。この区域は、周辺の優れた自然景観に包まれ、旧街道沿道の落ち着いた街なみ景観を形成しており、今後ともに保全していく区域である。この“集落区域”や周辺の“農業区域”、“森林区域”及び“保全区域”においては、ゆとりのある空間を確保することを目指す。空地に植栽などを施すことにより街なみに緑豊かな心を和ませる住環境の創造を図るため、建築物の壁面の位置は敷地境界から2m以上とする。

“特定区域、公共施設区域”においては、住宅等に比べて規模が大きい建築物や人が多く集まる施設等の建設が想定され、広い植栽空間や人々の集う空間を確保するため、建築物の壁面の位置は敷地境界から3m以上とする。



国道372号(バイパス)沿いの緑化と
特定区域内での開発イメージ

建築物の用途一覧表

NO	用途	集 落 区 域	特 定 区 域	公 共 施 設 区 域	農 業 区 域	保 全 区 域	森 林 区 域
1	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	—	× *1	×	×
2	兼用住宅のうち店舗、事務所等の床面積の合計が50㎡未満のもの	○	○	—	× *1	×	×
3	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、(保育所)	×	×	○	×	×	×
4	図書館等	×	×	○	×	×	×
5	神社、寺院、教会等	×	×	×	×	×	×
6	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	×	○	○	×	×	×
7	公衆浴場	×	×	○	×	×	×
	診療所	○	○	○	×	×	×
8	老人福祉センター、児童厚生施設等	×	○	○	×	×	×
9	調査派出所、公衆電話所等	○	○	×	×	×	×
10	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	○	×	×	×
11	病院	×	○	○	×	×	×
12	床面積の合計が150㎡以内の店舗、飲食店等	○	○	×	×	×	×
13	床面積の合計が500㎡以内の店舗、飲食店等	×	○	×	×	×	×
14	NO1～13以外の物品販売業を営む店舗、飲食店	×	×	×	×	×	×
15	NO1～14以外の事務所等	×	○	×	×	×	×
16	ボーリング場、スケート場、水泳場等	×	○	×	×	×	×
17	ホテル、旅館	×	×	×	×	×	×
18	自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える面倉	×	×	×	×	×	×
19	マージャン屋、パチンコ店、射的場、博馬投票券発売所等	×	×	×	×	×	×
20	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	×
21	2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫	×	○	×	×	×	×
22	営業用倉庫、事業用倉庫、3階以上又は床面積の合計300㎡を超える自動車車庫(附属車庫等を除く)	×	×	×	×	×	×
23	客席の部分の床面積の合計が200㎡以上の劇場、映画館、演舞場、観覧場	×	×	×	×	×	×
24	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	×	×	×	×	×	×
25	個室付浴場業に係る公衆浴場等	×	×	×	×	×	×
26	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	○	○	×	×	×	×
27	作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場	×	○	×	×	×	×
28	作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	○	○	×	×	×	×
29	日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場	×	○	×	×	×	×
30	作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	×	×	×	×	×	×
31	危険が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×
32	火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	×	○	×	×	×	×
33	火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×	×	×	×
—	建築物の高さ制限について	H=10m以下	H=13m以下	H=13m以下	H=10m以下	—	—

*1 既存農家住宅の同等規模の建て替え、もしくは分家住宅の建築に限り認める。

注) 既存建築物の建て替えについては、同用途で同規模の面積に限り認める。

(2) 森林及び緑地に関する事項

本地区には北東部に森林が、集落地周辺には集团的な農地が存在し、『安らぎと潤いのある住み良い地域づくり』をめざしている。そのため“集落区域”、“特定区域・公共施設区域”及び“保全区域”においては、建築行為や露店資材置場等を含めた景観上に影響を及ぼす開発行為について次の緑地基準の確保に努める。なお、この基準は本地区に条例に基づき指定されているものでないが、「さとの区域」に指定されている緑地基準を努力目標として準用するものである。

緑地基準（努力目標）

すべての区域の共通事項		
敷地面積	緑地の面積割合	備考（周辺緑地幅）
0.1ha 未満	20/100	周辺緑地幅 1.0m
0.1ha 以上 0.3ha 未満		周辺緑地幅 2.0m
0.3ha 以上 1.0ha 未満	20/100	周辺緑地幅 3.0m
1.0ha 以上 5.0ha 未満	20/100	周辺緑地幅 4.0m
5.0ha 以上	30/100	周辺緑地幅 4.0m

(3) 緑化に関する事項

地区内の緑化の推進を図り、地区住民が安らぎと潤いのある住み良い地域づくりを実現するため、里づくり計画地区61haにおいて現存する景観木を活用するとともに木や花の植栽等で四季を彩る。地区住民及び開発事業者等は、次の取り組みを推進するものとする。

①篠山川の桜堤づくり活動

篠山川は故郷の川として親しまれ、地区住民が憩う散策ルートや、親水空間となっている。既に、この篠山川の堤防敷には桜の苗木を植栽している。今後、既存の桜並木を守り育てるとともに、この桜並木区間の延伸や対岸での桜並木の形成を図り、篠山川の桜堤づくりを推進する。



篠山川沿いの桜並木、遊歩道、吊り橋のイメージ

②街なか散策路沿道の緑化活動

篠山川、曾地川及び野々垣川堤防上の道の他、下記の集落内及び周辺の主要な道路を散策路として位置づけ、沿道での緑化運動を推進する。

- ア、篠山川右岸、及び泉橋より上流の左岸堤防上の道
- イ、曾地川左岸堤防上の道
- ウ、国道372号より下流の野々垣川右岸堤防上の道
- エ、野々垣川右岸より日本チバガイギー北側を経て県道泉八上線に至る市道等
- オ、県道泉八上線の泉橋から日本チバガイギー東側、及び磯宮八幡神社宮前を経て曾地川に至る東西方向の道
- カ、磯宮八幡神社宮裏の南北方向の道



磯宮神社周辺の農業区域の保全とその周辺の道路沿いの草花による緑化イメージ

③国道372号（バイパス）（愛称「コスモス通り」）の植栽の維持、管理

国道372号（バイパス）は愛称をコスモス通りと呼び、両側にはコスモスを主とした植栽に努める。また、この植栽の維持、管理を推進する。

(4) 景観の形成に関する事項

①景観形成の必要性

弥十郎(岳、八上城跡のある高城山の裾野に広がる日置の郷。その中心に位置する、日置集落は豊かな自然と歴史を物語る文化財が豊富で、地域の中心的機能をもっている。しかし、ここ数年の間に大規模工場や店舗の進出、J R 福知山線の複線電化、交通量の激増に伴う国道 372 号線のバイパス整備などにより、集落形態や機能は大きく変わろうとしている。

こうした中で伝統的な環境を保全しつつ、潤いとゆとりのある安全、安心な地域づくりを推進する必要があると考える。そこで先人から受け継いできた地域の大切な資源を今後どう生かし、後世にどう引き継いでいくかを土地利用、景観形成、心身共に健全な人づくりの各部門から新しい地域づくりを創設していくこととする。

②景観の形成に関する基本的な考え方

現在の日置集落の居住環境は多用途の混在した集落形態を呈している。このため今後における計画的な土地利用、自然や現存する土地風土など周辺環境との調和のあるふるさとづくりが大切である。それには建築物・植栽・水路・屋外広告物等において良好な住環境創出の取り組みを図る必要がある。

③デザイン内容

ア. 建築等設計ガイダンスについて

地方と都市部との情報交流や、住宅をはじめ各種建築物の建築が進み、現在の状況下では田園風景など調和のある集落景観の保全は難しい。地域づくり計画の主旨に即した建築物により良好な住環境の形成に資するため、具体的基準の一つとして建築物の項目別基準（以降 12 頁参照）を定める。

＜分類＞

- ・住宅系（戸建住宅、集合住宅）
- ・商業、業務系
- ・工業系

イ. HIOKI ガーデニングプラン

養山川左岸堤防にはこのほど桜の植栽を集落の子ども会、中学生をはじめ住民や地区外の日置小学校児童、あるいは公民館職員の参加を得て実施した。それぞれが桜の樹のオーナーとなり、今後とも守り育てていくことにしている。

これを一例として今後は、曾地川堤防にモミジ、遊歩道の法面を利用してマーガレットやコスモスなどの草花の植栽、ポケットパークでの四季折々の草花づくり、剛山の森林並びに登山道整備や繁殖する竹林の抑制、そして、各家庭においても年間を通じて草花を楽しむような地域環境づくりに努める。

なお、実施にあたっては伐採した竹の活用により、アイデアに満ちあふれた住環境づくりを目指すとともに、旧城東中学校跡地を活用し、育苗センターを設けるなど地域住民による『育てるプロセス』をも大切にし、地域づくりの輪を広めていくこととする。

ウ. 水と親しむ生活環境創出プラン

- ・ 篠山川日置親水公園の整備（岩滝川原の整備）
- ・ 地区内水路整備により水利用における潤いと楽しさのある地域環境を創出する。
 - ☆ 淡水魚を放流する
 - ☆ ホタルの里に復元する・・・八反井根・東篠井根

エ. 屋外広告物設置基準について

大半の広告物は県屋外広告物条例の対象となるが、無秩序、無制限な状態であれば、美しい景観を保てなくなる。とくにチラシ・ポスター類などの掲示は事前に届け出るものとする。

オ. 日置八景パンフの作成

日置の歴史や魅力を写真や切り絵、あるいはイラストなどにより、地域の将来ビジョンとして描き、ふるさとのイメージを高める。また、ホームページの開設により情報発信も行う。

- ・ 磯宮八幡神社と裸懸
- ・ 大銀杏と五輪塔
- ・ 干体地藏尊と大師堂
- ・ 石門心学と『中立舎』
- ・ 立石の道標
- ・ 剛山と源義経
- ・ 新宿橋と曾地川
- ・ 岩滝と桜並木
- ・ 立石の地藏尊
- ・ 坂東篤之助氏の旧宅跡



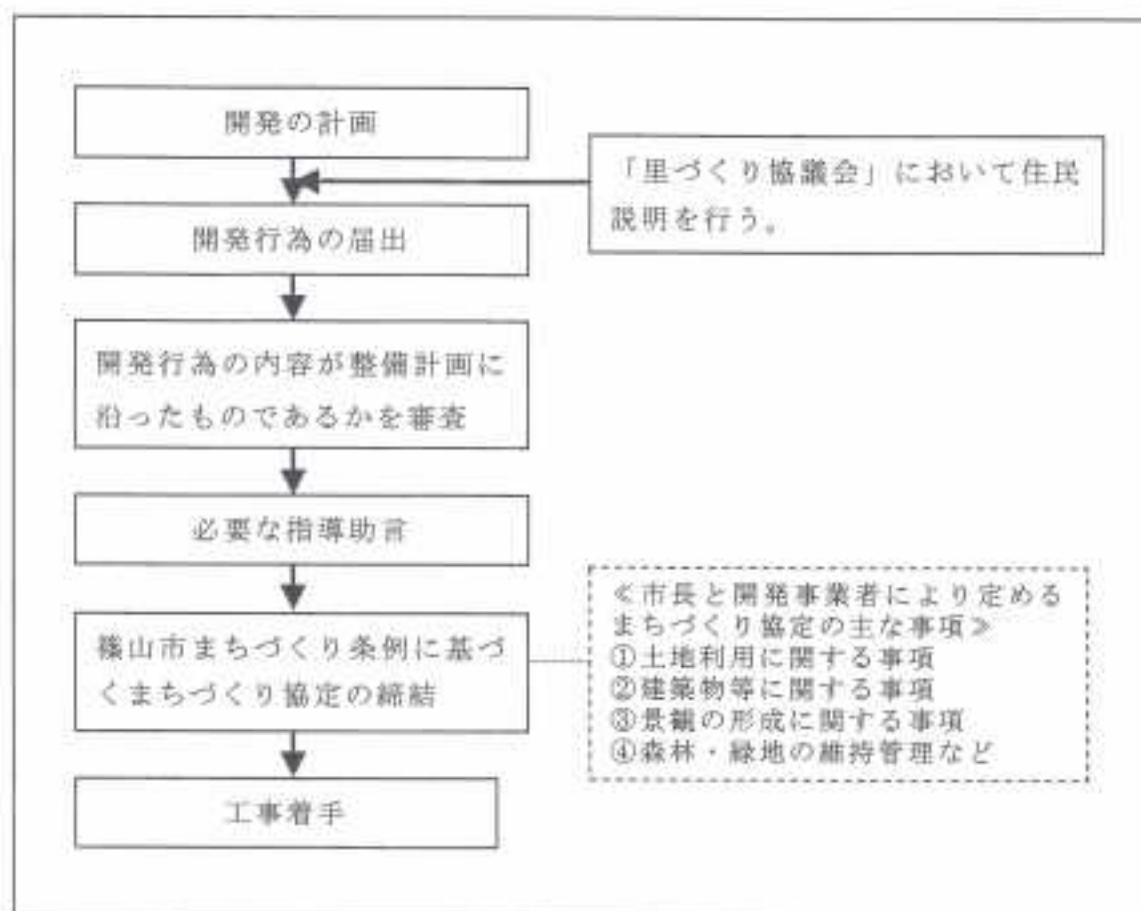
国道372号沿いでの集落内の景観形成イメージ

項目別基準

部位別・要素別		住宅系	商業・業務系	工業系
部位別	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 高さをそろえる（集落区域は10メートル以下、特定区域・公共施設区域は13メートル以下） 分節化したり、雁行配置とするなど周辺景観との調和を配慮した位置・規模とする。 	・住宅系に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 住宅系に同じ 建築物を切り抜かせる。 まちかど広場を設ける。
	屋根・屋上 外壁・開口部	<ul style="list-style-type: none"> 両勾配屋根とし、和瓦が望ましい。 外壁の表情を伝統的な様式にすることに留意する。 	・住宅系に同じ	・住宅系に同じ
	ベランダ	・建築物等との調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。	・住宅系に同じ	・形態、材料、色彩によって建築との調和を図る。
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> 長大で無意など単調な壁面を作らないよう努める。 建築物の足元を花や緑で飾る。 	・住宅系に同じ	・まちかどなどの特性にも配慮する。
	アプローチ・玄関	・まちなみとしてのつながりに配慮する。	・住宅系に同じ	・きちんとデザインし、できさるだけ控えたり低く押さえる。
	塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> 既存の塀などを活用したり、生け垣を設ける。 木竹など自然の柔らかい材質感のものを使用する。 	・フレームや樹木などで処理する。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅系に同じ 1区画2.5×5mのスペースを確保する。
	駐車場	・位置、植栽、塀・門の意匠などに配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅系に同じ 1区画2.5×5mのスペースを確保する。 	・住宅系に同じ
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所を工夫する。 壁面を立ち上げるか、ルーバーなどの適切な措置を講ずる。 	・住宅系に同じ	
	屋外階段・付属施設	・形態、材料、色彩によって建築との調和を図る。	・住宅系に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ルーバーなどで覆う。 きちんとデザインする。
	屋外設備・付属施設	・塀などと一体的にデザインする。また、設備類を一ヶ所にまとめるなど配慮する。	・住宅系に同じ	・通りから見えにくいところに設ける。
要素別	材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と調和した材料、色彩を用いる。 汚れや、耐久性を配慮した材料を用いる。 	・住宅系に同じ	・住宅系に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 桜、もみじ、コスモス、マーガレットなどの植栽による緑地、緑化を推進する。 ポケットパークなどにより四季の草花を植え、季節感のある豊かなみにする。 	・住宅系に同じ	・住宅系に同じ。ただし、工場立地法等その他の事業所等に係わるものについては、適用しない。
	広告物・街具	<ul style="list-style-type: none"> 地区の雰囲気になじむものとする。 高さは5m以下とする。 チラシ、ポスター類は事前に届け出る。 	・住宅系に同じ	・色彩や規模を抑える。

5. 整備計画の達成を担保するための措置

本計画に掲げる事項の達成のために、「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例」「篠山市緑豊かな里づくり条例」に基づき“整備計画”として認定し、篠山市への開発行為の届出、届出基準に基づく審査指導等の手続きを行うものとする。以下に、届出等の手続きの概要は次のとおりである。



6. その他地域環境の形成に関する事項

①後世に伝える「日置の歴史と伝統」のとりまとめ

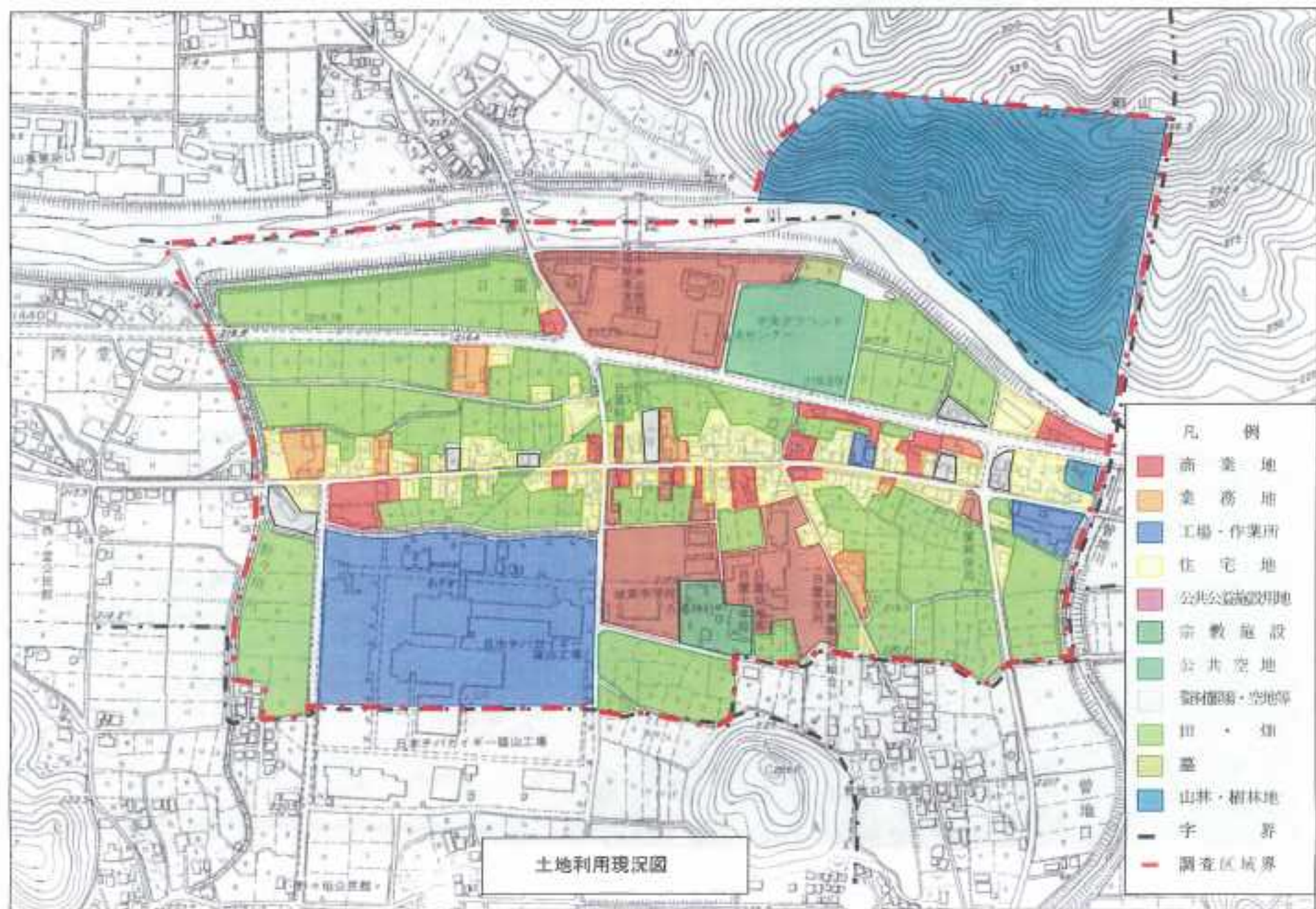
- 日置の歴史や文化財について、学識経験者の協力を得て学習し、研究を深める。
- 日置に伝わる民話について、とりまとめる。

②全国に里づくり情報を発信する。

- 地域独自のホームページを開設し、その活動を全国に発信する。また、植栽活動や農業体験、農産物の販売など地域の活性化に資する。
- 協議会に向けては地域の広報誌としても活用し、情報の共有化を図ると共に運営にかかる意見集約などを行う。



日置地区の現況（平成 11 年撮影）



■現地写真

①北部の自然

日置地区の北側には篠山川が東から西に流れ、剛山の雑木林と一体化して水と緑の自然景観が形成され、堤防の道には桜や竹林等の樹木が並んでいる。



②のどかな田園風景

地区中央には「デカンショ街道」と呼ばれる旧街道（国道 372 号）が東西に通る。沿道には落ち着いた街なみが続く。また、この後背地の南側、北側にはのどかな田園景観が広がり、特産品の波部黒大豆の畑などが見られる。



③集落地内の水と緑

中央南部には磯宮八幡神社があり、榎の大樹は天然記念物となり、宮前（南側）には桜並木が続く。また、街なかには旧街道沿いや家並みの中を農業用水路が流れ、豊かな水を感じる。



④景観木

街なかには国道 372 号（バイパス）沿いの大銀杏や旧街道沿いのクスノキなどの大樹が遠くからでも見える。

国道 372 号（バイパス）には広い歩道が設置されている。



